

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第１項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和7年4月9日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
時間外交付に係る手数料、斎場使用料及び複写機使用料の徴収
- 2 委託先
名 称 特定非営利活動法人 板倉まちづくり振興会
住所又は事務所の所在地 上越市板倉区針 7 2 2 番地 1
- 3 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで